

# 令和7年度

## 障害者支援施設 ルキーナ・うだつ

### 1 概要

ルキーナ・うだつにおいては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の課題である障害者が希望する地域(日中)活動の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の確立、人材確保対策について重点的に取り組んでまいります。

まずは、利用者の希望に応じたサービスを提供できる体制を確立します。ルキーナ・うだつの利用者は、年齢、障害特性、心身状況等様々であります。サービスの提供にあたっては、生活状態や身体的状況、心理状況等を個別に理解し利用者の抱えるニーズを把握することが必要です。ニーズを把握し、これを叶えるためには支援者の質を磨くことが重要です。『**支援者は、利用者の最大の環境である**』と捉え、知識や技能はもちろんのこと支援者の**自主性**やチームワーク力、リーダーシップ、対人スキル、**コミュニケーション能力等**の非認知能力を磨くことを人材育成方針とし、信頼を築く力や創造する力を持った職員を育成します。利用者や支援者同士の信頼関係が高まることにより、離職率の低下や新たな人材確保の足掛かりとなると考えております。

また、利用者が地域で安心して暮らせるように、そして運営が閉鎖的にならないように、地域連携推進会議を通じて地域の関係者や家族、行政、専門家との情報の共有や問題点の抽出、意見交換等を通じ、サービスの透明性・質の確保や利用者の権利擁護の推進に努めます。

### 2 展開する事業及び定員等の概要 (令和7年4月1日 予定)

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 障害福祉サービス事業(施設入所支援事業) | 定員 40人【現員 42人】※ |
| (2) 障害福祉サービス事業(生活介護事業)   | 定員 60人【現員 78人】※ |
| (3) 障害福祉サービス事業(短期入所事業)   | 定員 1人【現員 6人】    |
| (4) 地域生活支援事業(日中一時支援事業)   |                 |

※ 定員の超過は、「定員超過利用制度」による。

### 3 事業目標・重点施策

- (1) 利用者の意思決定の支援(権利擁護)
- (2) 感染症・非常災害時の業務継続計画に向けた取り組み
- (3) 持続可能な経営モデルの構築
- (4) 人材育成「人づくり」と人材確保
- (5) 効率的な業務の遂行
- (6) 地域における公益的な取組
- (7) 地域連携推進会議の設置
- (8) 強度行動障害者支援の充実強化
- (9) 厚生労働省主催共生社会等に関する啓発事業の実施
- (10) 社会福祉充実計画の活用(建設委員会の設置)

(1) 利用者の意思決定の支援（権利擁護）

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう運営規定に位置づけます。
- イ サービス管理責任者を主軸とし、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握します。
- ウ 個別支援会議について、原則利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認します。
- エ 個別支援計画について相談支援事業者へ交付し、第三者も交え適切な福祉サービスの提供に努めます。
- オ 成年後見人制度、日常生活自立支援事業の活用や身体拘束適正化、虐待防止の研修や員会等の開催、また専門的な外部の目（広域的支援人材の活用）や第三者による評価等をより重視することで利用者の権利を守ります。

(2) 感染症・非常災害時の業務継続計画に向けた取り組み

- ア 感染症・非常災害時の業務継続計画の研修や訓練、計画の見直し等を適宜行うため、委員会を設置します。
- イ 日頃から医療や行政、各関係機関と綿密に連携し、業務継続計画の取り組みを推進してまいります。

(3) 持続可能な経営モデルの構築

- ア 利用者のニーズに応じた各種加算を取得してまいります。（取得予定）

令和7年度

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）・福祉専門職員配置等加算(Ⅲ）・常勤看護職員配置加算・重度障害者支援加算・リハビリテーション加算・食事提供体制加算・緊急時受入加算・延長支援加算・送迎加算・入浴支援加算・栄養スクリーニング加算・栄養改善加算・福祉・介護職員等処遇改善加算（生活介護）

夜勤職員配置体制加算・重度障害者支援加算・重度障害者支援加算（中核的人材配置体制）・入所時特別支援加算・入院・外泊時加算・入院時支援特別加算・地域移行加算・地域移行促進加算・地域生活移行個別支援特別加算・栄養マネジメント加算・口腔衛生管理体制加算・口腔衛生管理加算・療養食加算・通院支援加算・福祉・介護職員等処遇改善加算（施設入所支援）・入浴支援加算・栄養スクリーニング加算・栄養改善加算・感染対策向上加算・通院加算・人員配置加算（1.5:1）

- イ 利用者のニーズに応じたサービスを提供し、利用の確保と稼働率の維持に努めます。
- ウ 適切な利用者定員の設定と職員の支援技術の向上を目指します。
- エ 業務委託費や固定的経費等の徹底した見直しによる支出管理を行います。
- オ 多様な職種へ対応できる人材を育成し、労働生産性の向上を図ります。
- カ 政策対応能力（問題解決能力・情報収集能力・利用者等のニーズを反映させるスキル）の強化のための研修を実施します。
- キ 電子決裁システムの導入や不要な押印の削減等、業務見直しによる事務処理の簡素化・効率化を図ります。

#### (4) 人材育成「人づくり」と人材確保

- ア 施設内研修 (OJT) 施設外研修 (OFF-JT) における研修機会の充実と、職員自らの「学びたい」をサポートするため、自己啓発に関わる支援を拡充します。
- イ 新人職員等が職場に早く馴染みやすくなり、早期離職を防ぐためにメンター制度を引き続き活用するとともに、若手職員の積極的な登用を継続します。
- ウ 職場全体でチームワークを醸成する風土を人為的に作り出せるよう面談等とおしてフォローアップを行います。
- エ 資格の取得を推進します。(ハローワークのキャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金の活用、社会福祉充実残額の活用。)
- オ 女性活躍推進法に基づく女性の活躍を推進するための計画(一般事業主行動計画)を策定し、「プラチナえるぼし」認定の取得を目指します。
- カ 改正高齢者安定法に基づき、高齢者の雇用をサポートするための制度の導入を検討してまいります。

#### 施設内研修

実施月	研修等の内容	実施月	研修等の内容
4月	(午前) 理念・支援方針・ 接遇研修	11月	(午前) 感染症対策研修、訓練 (午後) AED研修
5月	(午前) 冰山モデル・ 支援手順書研修	12月	(午前) 腰痛対策研修 (午後) 介護技術研修
6月	(午前・午後) BCP研修・訓練	1月	(午前・午後) BCP研修、訓練
7月	(午前) 感染症対策研修・訓練 (午後) 腰痛対策研修	2月	(午前・午後) 身体拘束、虐待防止研修
8月	(午前) 身体拘束、虐待防止研修 (午後) 個人情報保護研修	3月	(午前) ハラスメント研修 (午後) 意思決定支援研修
9月	(午前) メンタルヘルス研修	通年	機能訓練(月～金) 口腔ケア(月2回程度)
10月	(午前) 不審者対応研修 (午後) コンプライアンス研修		

#### 新人・中途職員研修

理念・支援方針について	感染症予防について
障がい者福祉について	自閉症について
身体拘束適正化・虐待防止について	BCPについて

※その他、採用1～2年目の福祉・介護職員に対し、3年以上の経験者を担当者として定め、

日常業務の中で技術指導・業務に対する相談を実施する。

#### 主な施設外研修・自己啓発支援

施設外研修名	予定人数/受講取得状況等
強度行動障害者支援基礎研修	6名（令和6年度までの延べ受講数53名）
強度行動障害者支援実践研修	3名（令和6年度までの延べ受講数20名）
各サービス管理責任者研修	2名（令和6年度までの延べ受講141名）
相談支援従事者研修	2名（令和6年度までの延べ受講数21名）
介護福祉士資格取得にかかる研修	4名（令和6年度までの延べ受講数23名）
社会福祉士資格取得にかかる研修	3名（令和6年度までの延べ受講数7名）

※その他都道府県等が実施する研修会等への参加。

#### （5）効率的な業務の遂行

- ア 業務内容・業務フローの可視化を順次実践し、削減・短縮できる業務の洗い出しを行います。
- イ 利用者の自立を促進また支援者の身体的負担を軽減できる、業務の効率化につながるICT（情報通信技術）の導入を検討します。

#### （6）地域における公益的な取組

- ア 美馬市社会福祉協議会等との協働により美馬市くらしサポート相談・支援事業へ参画し生活困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品等の提供や生活に関する相談の実施を行います。
- イ 地域の在宅医療・病院・施設（高齢者・障害等）との協働（地域連携の会～絆～）により、地域の福祉課題解決、社会貢献の在り方を研究・検証します。
- ウ 地域の伝統行事や地域の清掃活動への参加・共同等をとおして、地域の住民のニーズを把握し、地域の課題解決や福祉サービスの提供に努めます。

#### （7）地域連携推進会議の設置

- ア 利用者と地域との関係づくりの一環として施設訪問、地域行事等への参加を実施し顔の見える関係の構築に努めます。
- イ 地域に開放することで施設等の運営やサービスの透明性の確保に努めます。
- ウ 利用者が希望する生活を送ることができるかなど利用者の意思決定支援への取組を地域の方に伝える機会となるよう努めます。

#### （8）強度行動障害者支援の充実強化

- ア 中核的人材を配置し強度行動障害者支援における人材育成並びに支援の充実に努めます。
- イ 重度障害者支援加算（中核的人材配置体制）の取得により更なる体制整備（人材確保等）に努めます。

- (9) 厚生労働省主催共生社会等に関する啓発事業の実施
  - ア 公益財団法人糸賀一雄記念財団との協働により共生社会実現に向けた啓発（研修）事業を実施します。
- (10) 社会福祉充実計画の活用（建設委員会の設置）
  - ア 強度行動障害者支援における環境整備（施設整備）を検討します。